

「信号機設置の指針」について

「信号機の設置」について

福島県警察では、信号機の設置に当たっては、警察庁が示した

「信号機設置の指針」

に基づき検討し、真に必要な場所に信号機を設置しています。

「信号機設置の指針」では、信号機を設置する場合は

「5つの必要条件に該当」かつ「4つの択一条件のいずれかに該当」するものとしています。

これらは、**設置場所選考の基準**であり

「信号機設置の指針」に合致すれば**必ず信号機が設置されるというものではありません。**

「信号機設置の指針」に合致した \neq 信号機設置

信号機の廃止、撤去について

既設の信号機についても「信号機設置の指針」に基づき、

「**信号機の設置の条件に該当しなくなったもの**」

「**一灯点滅式信号機、その他の常に灯火の点滅を行っている信号機で一時停止の交通規制・その他の対策により代替が可能なもの**」

は、地元住民等に説明を行い、理解を得て、**信号機を廃止・撤去**しています。

なお、廃止・撤去に当たっては、「止まれ」の文字を強調する路面表示や交差点のカラー化を道路管理者に依頼するなどの代替策を検討し、交通事故防止を図っています。

近接しており渋滞の要因となっている信号機、学校の統廃合・バイパスの開通により必要性の低下した信号機については、廃止に向けた検討を行ってまいります。

代替策（例）

